

評価項目確認書の注意事項について

大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書（以下、「確認書」という。）の発行に際しての注意事項は、以下のとおりです。

- ① 確認書の発行については、事務手続き上、申請から約1ヵ月かかります。
- ② 挙証資料とは、客観的に第三者が見て内容が確認できる資料をいい、具体的には就業規則や該当項目の計画や取組・措置等を定めたものをいいます。
- ③ 提出先・問合せ窓口
大阪市市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課
電話番号：06-6208-7655 ファックス番号：06-6202-7073
Eメール：ca0011@city.osaka.lg.jp
- ④ 要件を満たしていない場合は、確認書が発行できません。
- ⑤ 確認書の有効期間は、市内に事業所がある場合は、当該年度末まで。市内に事業所がない場合は、3年間です。
- ⑥ 市内に事業所がない事業者も申請可能です。